

## 第 2 次甲州市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

この実施要領は、第 2 次甲州市総合計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）の委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務の概要

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 業務名称    | 第 2 次甲州市総合計画策定支援業務  |
| (2) 業務内容    | 別紙「第 2 次甲州市総合計画策定支援業務委託仕様書」のとおり                             |
| (3) 委託期間    | 契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日まで                                   |
| (4) 委託料上限金額 | 金 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）<br>※予定価格については、本上限額の範囲内で別途設定する。 |

### 3. 選定方式

選定方法は、本実施要領に記載する「企画提案書」等を求め、提案者の経験及び実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な委託業者をプロポーザルで選定する。

### 4. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (2) 山梨県又は甲州市からの指名停止期間中でないこと。なお、公告日から企画提案書の提出期限までに指名停止処置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (3) 甲州市内に事業所を置く法人にあっては、契約締結の条件として、公告日において納期限が到来している甲州市税を企画提案書の提出期限の前日までに完納していること。
- (4) 契約予定者決定の前日において、国税（法人税（個人にあたっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、受託予定者となった場合には、解約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 直近 5 ヶ年以内に、総合計画策定支援業務を地方公共団体等から、元請として受注した契約実績があるもの。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な業務経験を有する者を従事させることができること。

### 5. スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

	項目	期間等
1	公募開始	平成 28 年 6 月 13 日 (月)
2	参加表明書受付	平成 28 年 6 月 13 日 (月) から平成 28 年 6 月 17 日 (金) 午後 5 時まで
3	質問書受付	平成 28 年 6 月 13 日 (月) から平成 28 年 6 月 17 日 (金) 午後 5 時まで
4	質問の回答	平成 28 年 6 月 20 日 (月)
5	参加資格結果通知	平成 28 年 6 月 20 日 (月)
6	企画提案書等提出	平成 28 年 6 月 20 日 (月) から平成 28 年 6 月 29 日 (水) ま での土、日を除く午後 5 時まで (郵送の場合は必着)
7	プレゼンテーション 及び審査	平成 28 年 7 月 7 日 (木) の予定。時間等の詳細は平成 28 年 6 月 30 日 (木) までに電子メールにて連絡
8	審査結果通知	平成 28 年 7 月 8 日 (金) までに電子メールにて連絡
9	契約締結予定	平成 28 年 7 月 15 日 (金) の予定

## 6. 参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

なお、「参加表明書」、「プロポーザル実施要領」等、公募に関する資料・様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。

◆甲州市ホームページ：<http://www.city.koshu.yamanashi.jp/>

### (1) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等
ア	参加表明書	<様式 1>
イ	参加資格確認書	<様式 2> 前記 4 (6) を確認できるもの ・直近 5 ヶ年の同種又は類似業務の契約実績を記入すること。また、契約実績の内容が確認できる書類 (契約書の写し等) を添付すること。

(2) 提出部数 1 部

(3) 受付期間 平成 28 年 6 月 13 日 (月) から平成 28 年 6 月 17 日 (金)  
午後 5 時まで (期限までの土、日は除く)

(4) 提出方法 持参又は郵送  
・郵送の場合は、平成 28 年 6 月 17 日 (金) 午後 5 時必着とする。

(5) 提出先 甲州市役所担当部署 (後記 15 参照)

(6) 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認終了後、平成 28 年 6 月 20 日 (月) までに、参加表明書記載の電子メールアドレス宛に、「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」を送付する。

## 7. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式 3）による。
- (2) 受付期間 平成 28 年 6 月 13 日（月）から平成 28 年 6 月 17 日（金）  
午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出先 甲州市役所担当部署（後記 15 参照）

(4) 提出方法

質問書（様式 3）に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。電子メールの表題を「甲州市総合計画プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後に確認の電話を行うこと。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については一切回答を行わないものとする。

(5) 回答

質問の回答は、平成 28 年 6 月 20 日（月）を目処に、前記 5（5）「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」により参加資格要件を満たす者全員に対して、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に回答する。

## 8. 辞退届の提出

参加申込後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類 辞退届（様式 4）
- (2) 提出期限 平成 28 年 6 月 29 日（水）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参または郵送
- (4) 提出先 甲州市役所担当部署（後記 15 参照）

## 9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

「4. 参加資格」を満たし、本手続きに参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

	名称	様式及び添付書類等
ア	企画提案書	<様式 5> ・代表者印等を押印のこと。
イ	会社概要	<様式 6> ・提案者（構成員）または協力会社を含むの企業内容について記載すること。なお、直近 3 年の損益計算書を添付すること。
ウ	業務実施体制	<様式 7> ・業務実施の体制、分担業務の内容について記入すること。
エ	配置予定技術者調書	<様式 8> ・業務主任担当者及び業務担当者氏名、経歴、実績等について記入すること。なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付すること。

オ	企画提案書	<任意様式> ・企画提案書の作成は A4 縦版の印刷物とし、表紙・目次などを除き両面 20 ページ以内で作成し、各ページにページ番号を付けること。
カ	見積書	<様式 9> ・本業務を受託する場合の見積価格を記載すること。なお、見積書記載金額は、消費税及び地方消費税を含む。また、参考として、平成 29 年度分企画提案見積価格も記載すること。各年度の見積価格の内訳書（様式は任意）を添付すること。

## (2) 提出部数

提出書類ア～カの順序で製本し、アからカのそれぞれにインデックスを付け、簡易な A4 ファイルで提出すること。

- ・正本…1 部（代表者押印のもの）
- ・副本…13 部（正本の写し）

## (3) 受付期間

平成 28 年 6 月 20 日（月）から平成 28 年 6 月 29 日（水）

- ・期限までの土、日は除く

## (4) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、平成 28 年 6 月 29 日（水）午後 5 時必着とする。

## (5) 提出先 甲州市役所担当部署（後記 15 参照）

## 10. プレゼンテーションの実施及び審査

参加資格結果通知を受け取った提案者は、次のプレゼンテーションを行い、審査を受けるものとする。

## (1) 日時 平成 28 年 7 月 7 日（木）の予定。

※時間等の詳細は平成 28 年 6 月 30 日（木）までに電子メールにて連絡する。

※順序は企画提案書の到着順とする。

## (2) 場所 甲州市役所本庁舎 2 階第 1 会議室

## (3) 実施方法

「企画提案書」に基づくプレゼンテーション。なお、プレゼンテーションは、原則として主任技術者が行うこと。

## ① 提案時間は概ね 1 時間以内とし、下記内容を時間配分の目安とする。

- ・実施準備（機器セッティング、あいさつ、出席者紹介、会社概要紹介）：7 分
- ・プレゼンテーション：30 分以内
- ・質疑回答：15 分以内

## ② パソコンは、参加者が持参し、プロジェクター（EPSON LCD PROJECTOR EB-1735W）、スクリーンについては、甲州市において用意する。

## (4) 参加人数 主任技術者を含め出席者数 5 人までとする。

## 11. 審査方法等

### (1) 選定委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公平に決定するため、甲州市総合計画策定支援業務委託業者選定委員会設置要領に基づき、選定委員会を設置する。

選定委員会は、甲州市役所職員 11 名をもって組織する。

### (2) 審査及び配点

プロポーザルの審査は、選定委員会の各委員が評価を行うものとする。なお、配点については「別紙 1」のとおりとする。

審査として、企画提案プレゼンテーションの評価を行い、最高点を得た者を委託候補者として決定するものとする。

審査の結果、点数が同じであった場合は、平成 28 年度及び平成 29 年度見積額の合計額が低い者を委託候補者として決定するものとする。

### (3) 参加者が一提案者のみの場合について

審査において、審査委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を委託候補者として決定する。

### (4) 審査結果の発表

選定結果については、平成 28 年 7 月中旬までに、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、甲州市ホームページに掲載する。

## 12. 委託契約の締結権

委託候補者として決定された者は、本委託契約の締結権を有する。

委託候補者は、仕様書及び企画提案書の記載事項を基本に市と協議の上、甲州市財務規則その他関係法令に基づき適当であると判断される場合には、委託契約を締結する。

その際、企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の「仕様」に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において委託候補者との協議により締結段階で記載事項の項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の増減を行うことがある。

なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次順位者と契約の交渉を行うものとする。

## 13. 失格となる場合

提案者が、次に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めたとき。

14. その他留意事項

- (1) 審査にかかる電話等による問い合わせには応じない。
- (2) 審査に対する異議申立ては、これを認めない。
- (3) プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (4) 提出書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、応募者に帰属する。ただし、本市は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。また、採用されたプロポーザルの使用権は、甲州市に帰属する。
- (5) 提出された書類は、一切返却しないものとする。
- (6) 提出書類の提出後の修正又は変更は、原則として認めない。
- (7) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (8) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、甲州市情報公開条例（平成 17 年 11 月 1 日 条例第 17 号）に基づき提案書を公開することがある。
- (9) 提出された企画提案書は、甲州市の許可なく公表及び使用してはならない。
- (10) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (11) 契約の委託候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な手順について提案を求めることがある。

15. 担当部署（問い合わせ先）

甲州市役所政策秘書課政策調整担当  
〒404-8501 甲州市塩山上於曾 1085 番地 1  
TEL : 0553-32-5064（直通）  
FAX : 0553-32-1818  
E-mail : seisaku@city.koshu.lg.jp